四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千二十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県三潴郡大木町

二　地域再生計画の名称　中小企業の新事業促進と創業支援による地域イノベーションの創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千三百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　久留米市、大川市、小郡市及びうきは市並びに福岡県三井郡大刀洗町及び三潴郡大木町

二　地域再生計画の名称　久留米広域連携中枢都市圏　雇用・魅力・人の流れ創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　久留米市、大川市、小郡市及びうきは市並びに福岡県三井郡大刀洗町及び三潴郡大木町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千四十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐賀県三養基郡みやき町

二　地域再生計画の名称　健幸長寿のまちづくりと農業プログラムの複合事業による定住促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　佐賀県三養基郡みやき町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第四百五十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本県阿蘇郡南小国町

二　地域再生計画の名称　阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千三百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宇城市

二　地域再生計画の名称　集落人口ビジョン・集落版総合戦略の策定による地域づくりのＰＤＣＡ確立事業

三　地域再生計画の区域の範囲　宇城市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千六十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分市

二　地域再生計画の名称　都市空間活用事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大分市の区域の一部（中心市街地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　中津市

二　地域再生計画の名称　子育て２．０のまちプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　中津市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年七月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡天城町

二　地域再生計画の名称　天城町新時代産業創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県大島郡天城町の全域